

## 独立行政法人国立病院機構東広島医療センター無線ネットワーク利用規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、入院患者及びその家族等（以下、「利用者」という。）の利用を目的に、独立行政法人国立病院機構東広島医療センター（以下、「病院」という。）が整備した公衆無線ネットワーク（以下、「無線ネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用場所)

第2条 利用場所は病棟内（一部、治療室を除く。）とする。

### (無線ネットワークの利用)

第3条 利用者は、下記の条件のもと、無線ネットワークを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 本利用規約に同意しなければ、無線ネットワークを利用してはならない。
- (2) 無線ネットワークを利用した者は、この規約に同意したものとみなす。
- (3) 無線ネットワークの利用料金は、無料とする。
- (4) 病院は、設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けない。
- (5) 無線ネットワークへ接続する通信端末のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。
- (6) 無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保障するものではない。

### (禁止事項)

第4条 利用者の無線ネットワークの利用に際し、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 著作権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (2) 財産又はプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (4) 既設電源の利用が認められていない場所における病院備え付けの電源コンセントの利用
- (5) 前4号に掲げるもののほか、他の利用者若しくは病院に不利益又は損害を与える行為、又は病院が不適切と判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって、他の利用者及びその他の第三者に損害が生じた場合、当該利用者は当該損害の発生に係る全ての法的責任を負うものとし、病院は一切の責任を負わないものとする。この場合において、病院に損害が生じた場合は、利用者に対し損害の賠償を請求することができる。

(利用者資格の中断・取消)

第5条 病院は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に通知することなく、直ちに該当者の利用資格を中断または取り消すことができる。

- (1) 前条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 手段を問わず、無線ネットワークの運営を妨害した場合
- (3) その他、本規約に違反した場合

(運用の中止)

第6条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線ネットワークの運用を中止することができる。

- (1) 無線ネットワークの使用により、医療行為への影響があると病院が認めた場合
- (2) 無線ネットワークの保守作業又は関連工事の実施
- (3) 無線ネットワークの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか無線ネットワークの運用上、病院が必要と認めた場合

(免責等)

第7条 病院は、無線ネットワークサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線ネットワークを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線ネットワークに関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わない。

- 2 病院は、無線ネットワークのサービス内容及び利用者が無線ネットワークを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者がその費用を負担する。
- 4 無線ネットワークへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は、接続する機種、OS、ソフト等により無線ネットワークを利用できない場合についても、その責を一切負わない。
- 5 病院は、利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。
- 6 病院は、無線ネットワークの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを確認のうえ、特定のWEBサイトへの接続を制限することができる。

(管轄)

第8条 無線ネットワークの利用に関して、病院と利用者との間に生ずるすべての紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第9条 病院が必要と認めるときは、予告なく当該利用規約を変更できるものとする。  
なお、利用規約の変更後に利用者が本サービスを利用した場合、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

この規約は、令和6年8月1日から施行する。